

平成 30 年 3 月 9 日

当センターの入札に参加を希望される皆様

公益財団法人 大阪府文化財センター
理事長 田邊 征夫

「平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等」の 運用に係る特例措置の実施について

当センターでは、平成 26 年 6 月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の主旨や、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成 30 年 2 月 16 日付け国土入企第 28 号国土交通省土地・建設産業局長通知)の趣旨に踏まえ、下記のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

1 特例措置の内容

対象案件の受注者は、平成 29 年度公共工事設計労務単価等(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を、平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価等(以下「新労務単価」という。)に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象案件

平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事請負契約および委託契約のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times K$$

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る設計金額

K : 当初契約時点の落札率

4 手続き

対象案件の受注者には、当センターから個別にお知らせします。

なお、対象案件の受注者から当センターへの請求期限は、原則、契約締結日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とします。

5 その他

契約金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成30年2月16日付け国土入企第28号国土交通省土地・建設産業局長通知）の趣旨に則って、元請企業と下請企業との間で既に締結している契約金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

問合わせ先： 調整課

堺市南区竹城台3丁21番4号

.072(299)8791